

大 阪 湾 圈 域

広 域 处 理 場 整 備 基 本 計 画 (案)

令 和 4 年 3 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

本書は、大阪湾広域臨海環境整備センターの業務に関し、
平成 30 年 3 月 29 日に主務大臣の認可を受けた大阪湾圏域広
域処理場整備基本計画を変更するため、広域臨海環境整備セ
ンター法（昭和 56 年法律第 76 号）第 20 条第 1 項の規定に基
づき、同条第 2 項の規定を遵守し、必要な事項を定めたもの
である。

目	次
1 広域処理場の位置及び規模に関する事項	1
2 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域 並びに廃棄物の種類、量及び受け入れの基準に関する 事項	2
3 広域処理場の建設工事の施行に関する事項	5
4 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施 に関する事項	5
5 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより 造成される土地に関する事項	6
6 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する 事項	6

1 広域処理場の位置及び規模に関する事項

(1) 埋立場所の位置及び規模

埋立場所名	位 置	規 模	
		面 積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)
泉 大 津 沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凪町地先	203	3, 100
尼 崎 沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1, 600
神 戸 沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1, 500
大 阪 沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1, 400

(2) 搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	位 置	規 模
		取扱可能廃棄物量 (t / 日)
姫 路 基 地	姫路市飾磨区今在家地区	600
播 磨 基 地	加古郡播磨町新島地区	1, 700
神 戸 基 地	神戸市灘区灘浜町地区	6, 700
尼 崎 基 地	尼崎市平左衛門町地区	12, 000
大 阪 基 地	大阪市西淀川区中島地区	12, 000
堺 基 地	堺市築港新町地区	9, 900
泉 大 津 基 地	泉大津市夕凪町地先	5, 000
和 歌 山 基 地	和歌山市湊浜ノ坪地区	2, 100
津 名 基 地	淡路市志筑新島地区	110

2 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項

(1) 受入対象区域

府県名	区 域		府県名	区 域	
	郡市名	町村名		郡市名	町村名
滋賀県	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草守市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 蒲生郡 愛知郡 犬上郡	日野町、竜王町 愛莊町 豊郷町、甲良町、多賀町	大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉州富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉州大阪市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 三島郡 豊能郡 泉州郡 南河内郡	島本町 豊能町、能勢町 忠岡町 熊取町、田尻町、岬町 太子町、河南町、 千早赤阪村
京都府	京都市 宇治市 龜岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 南丹市 木津川市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 船井郡	大山崎町 久御山町 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、 南山城村 京丹波町			

府県名	区 域		府県名	区 域			
	郡 市 名	町 村 名		郡 市 名	町 村 名		
兵 庫 県	神姫 尼 明 西 洲 芦 伊 相 加 た 赤 西 宝 三 高 川 小 三 加 丹 丹 南 淡 加 川 多 加 神 揖 赤	戸 路 崎 石 宮 本 屋 屋 丹 生 古 川 つ の 穂 脇 塚 木 砂 砂 西 野 田 田 西 波 篠 波 山 あわじ		奈 良 良 県	市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山边郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 吉野郡	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山边郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 吉野郡	山添村 平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町 川西町、三宅町、田原本町 曾爾村、御杖村 高取町、明日香村 上牧町、王寺町、広陵町、 河合町 吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、川上村、 東吉野村
	路 東 辺 可 古 崎 保 穂	市 市 郡 郡 郡 郡 市	猪名川町 多可町 稻美町、播磨町 市川町、福崎町、神河町 太子町 上郡町	和 歌 山 県	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡 日高郡		

(2) 廃棄物の種類及び量

(単位：万 m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖 埋立処分場	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	590	530	280	0	1,400
合計	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

(3) 受入れの基準

廃棄物の受入れの基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとする。

3 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

(1) 工事期間

昭和 62 年度（1987 年度）から約 46 か年

(2) 工事に要する費用の概算額

おおむね 3,000 億円

(3) 工事の施行

広域処理場の建設工事の施行に当たっては、廃棄物の処理が適切に行われるようこれを進めるとともに、各施設については、法令に定められた基準に基づき、廃棄物の種類、性状に応じて適切に選定、配置する。

なお、建設工事の施行に当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

4 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

(1) 埋立期間

平成元年度から約 44 か年

(2) 海面埋立ての実施

廃棄物の受入れに当たっては、廃棄物の検査・監視体制及び関係機関との連絡体制を整備し、不適正な搬入の防止を図り、廃棄物による海面埋立てに当たっては、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態を考慮して埋立てを行う。

なお、廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

5 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

(1) 土地の利用形態

(単位 : ha)

埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖 埋立処分場	9 8	3 7	6 8	2 0 3
尼崎沖 埋立処分場	4 9	5 1	1 3	1 1 3
神戸沖 埋立処分場	6 9	0	1 9	8 8
大阪沖 埋立処分場	7 8	0	1 7	9 5

6 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮する。